インドネシア 外国企業の会社清算手続き・必要書類 詳細

会社解散に関わる法務手続き

1. 株主総会で会社の解散を決議。清算人チームを指名する。
2. 会社の解散を決議した株主総会の議事録を公正証書化。この時点より、会社は解散となり、清算中企業のステータスになる。
3. 会社の解散が株主決議されたことを全国版の新聞および官報に、解散日から 30 日以内に掲載。債権者らに対し、異議がある場合は 60 日以内に申し出るよう公告する。
4. 会社の解散決議証書や新聞広告などを、2 の解散日から 30 日以内に法務人権省のシステムにアップロードし、3 の異議申し立て期間を待って解散についての届け受理書を受ける。
5. 許認可オンラインサービスのオンライン・シングル・サブミッション（OSS）に会社の解散を届け出て、登録を抹消する。
6. 清算人が清算成果資産の分配計画を全国版の新聞および官報に掲載。債権者らに対し、異議がある場合は 60 日以内に申し出るよう公告する。
7. 清算人は清算成果資産を計画通り分配。
8. 株主総会で清算人の職務完了を決議。
9. 清算プロセスの終了成果について法務人権大臣に報告し、新聞広告を掲載。
10. 法務人権大臣は会社の法人格の終了を記録し、会社登記簿から会社名を削除する。

税務上の清算プロセス

会社の解散が法務人権大臣に承認された後、会社は管轄の税務署に会社の解散を届け出、会社の納税者番号（NPWP）および付加価値税（VAT）課税業者登録（PKP）を返却して、これらの抹消を申請する。

これを受けて、税務署は税務調査に入る。財務報告や関連書類の提出を求め、税務債務などが残っていないか調べるのが主な目的である。同時に、納税・申告の誤りなども調査・指摘されるケースが多く、1 年以上の期間を要する場合が多い。

この間、税務署に求められた書類や資料の提出など、税務署とのやり取りを行わなければならない上、調査期間中も税務申告の継続が必要になることもあり、会社の解散後も担当者が必要。

禁無断転載 Copyright (C) 2024 JETRO. All rights reserved.

法律的には清算チームが担当するが、商業活動中から税務をコンサルタントに依頼していたような場合には、税務調査対応も継続して依頼・委任するのが一般的。
調査結果について、税務署と会社の間で合意が成立し、税務債務などがあれば完済された後、税務調査は終了となり、会社の納税者番号や VAT 課税業者登録が抹消される。

労務上の注意点

会社の解散が法務人権大臣に承認された後、会社は労働省や管轄の労働局に会社の解散を届け出る必要がある。
従業員に対し会社は、会社の解散を発表し、解雇通知書を渡して解雇日等を通知しなければならない。解雇日までに時間的余裕が十分あるスケジュールで、遅くとも解雇の 14 日前までに行う必要がある。その後、従業員と個別に、労働組合がある場合は労働組合と話し合いを行い、解雇に異議がない旨の見解書を取り付けられるよう努める。話し合いで合意が得られた後、会社は解雇通知書と解雇に異議がない旨の見解書をもって、労働省や県／市の労働局へ解雇を届け出て、受付書を受け取る。2022 年 3 月 11 日付労働省産業関係育成・社会保障総局長通知 2022 年第 4 号（No.4/303/HI.00.03/III/2022）に以上の手順と解雇通知書や解雇に異議がない旨の見解書のフォーマット例がある。（外国人就業規制・在留許可、現地人の雇用 「現地人の雇用」詳細を参照）
その後さらに労働局へ、会社解散報告も行う。
従業員に対する残りの賃金や退職金の支払いは、清算中の会社にとっては最優先債務となる。
退職手当の計算方法は 2021 年 2 月 2 日付政令 2021 年第 35 号に従い、会社の財務状況の悪化や倒産、不可抗力による会社解散、会社の効率化による事業閉鎖等の場合は、退職金は規定の 0.5 倍から 1 倍、勤続功労金は規定の 1 倍で計算する（詳細は、労働省のウエブサイトの法令のページ（Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum (JDIH) Kementerian Ketengakerjaan, https://jdih.kemnaker.go.id/））参照）。

駐在員の帰任

1. 管轄の入国管理局事務所に対し、暫定滞在許可（Izin Tinggal Terbatas : ITAS）を返却し、出国許可（EPO）を取得。出国許可後、7 日以内に出国しなければならないため、帰任日を決定してから出国許可を申請することが必要。
2. 労働省にも帰国を報告。

禁無断転載 Copyright (C) 2024 JETRO. All rights reserved.

3. 登録税務署に出国許可を持ち込み、納税者番号（NPWP）を返却。これを受けて、税務署は簡易調査を行い、税務債務の有無などを確認。税務債務がないことが確認された、あるいは税務債務が完済されたと認められた場合、納税者番号は抹消。
帰任の年の確定申告も必要であるが、これは納税者番号の返却時に求められるか、当該年度が終了した後に提出するよう指導されるか、税務署によって異なるため確認が必要。

禁無断転載 Copyright (C) 2024 JETRO. All rights reserved.